

「大阪製」ブランド認証制度 募集要項

～大阪のものづくりブランドの構築・情報発信～



Osaka
products

平成30年4月
大阪府

I 事業の趣旨

大阪府では、府内中小企業（以下、「企業」という。）の優れた技術に裏打ちされた創造力にあふれる製品を「大阪製」ブランド製品として認証することで、大阪のものづくりのブランドイメージを高めると同時に、府内ものづくり企業の自社製品開発を促進する、「大阪製」ブランド構築支援事業を実施しています。

認証製品は、大阪府をはじめ、様々な支援機関等が実施するプロモーション活動によって、全国に情報発信します。

II 認証対象

1 対象製品

- (1) 消費財（一般消費者に販売する最終製品）であること（食品を除く）。
- (2) 応募企業が主体的に企画した製品で製造拠点（自社工場又は協力工場）が原則大阪府内にあること。
⇒・自社以外の製造工程が含まれる場合は申請時に「応募企業選定報告書」をご提出ください。
・認証後において、主な製造拠点を他府県等に移転された場合は速やかに「生産拠点移転届」をご提出ください。（移転日時点で認証を取り消すこととなります。）
- (3) 応募時点で販売可能な製品であること。
- (4) 他の特許・意匠等を侵害していないこと。また、係争中でないこと。

※既に広く市場に出て評価・認知されており、一定のブランドが形成されている製品は除外します。

2 応募要件

- (1) 大阪府内に本社及び製造拠点（自社工場又は協力工場）を有する中小企業であること（製造業に限る）。
- (2) (1)の企業で構成される団体等であり、国内で法人格※を有する団体又はそれと同等の組織的な活動が認められる団体・グループ

※ 法人格とは「法律に基づいて団体に与えられる法律上の人格」です。法律に従い一定の手続きを経たものだけに法人格が認められます。

例) 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人、事業協同組合、特定非営利活動法人、LLC（合同会社） 等

- (3) 府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 直近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- (5) 大阪府が実施するプロモーション活動に積極的に参加できること。

3 その他

1社につき1製品のみ応募を受け付けます（1社で複数製品の応募はできません）。

Ⅲ 認証区分等

1 認証方法

有識者等（大阪製ブランドアドバイザースタッフ）の意見を参考に、大阪府が認証します。

2 認証区分

（1）新製品開発部門

市場に新たな提案を行う製品（概ね発売から2年以内の製品）

（2）クリエイティブワーク部門

デザイナーなどクリエイターとの連携や、独創的な発想により生まれた製品

（3）地場・伝統技術部門

大阪の伝統工芸品・地場産業で、歴史や伝統、文化・技術を受け継ぎながら、新たな創意工夫が凝らされた製品

※大阪の伝統工芸品について

<http://www.pref.osaka.jp/mono/seizo/dento-itiran.html>

大阪の地場産業について

<http://www.pref.osaka.jp/mono/seizo/jiba-gaiyo.html>

《最優秀製品》

認証された製品の中から、他の規範となる優れた取り組みにより創出された製品を「ベストプロダクト」として選定し、他の企業への普及を図ります。

Ⅳ 評価項目

下表の評価項目について、評価点の合計が60点以上と評価される製品を認証します。

評価項目	着眼点	評価点
製品優秀性	独創的な視点、卓越した品質、優れたデザイン等	40点
製品生産の背景	製品開発に至った背景、外部との協働状況、社会貢献、企業間連携の有無等	20点
消費者・販路先への訴求力	熟年層への訴求、若者への訴求、男女別のニーズへの訴求など、年代や特定のニーズへの訴求、販路先への訴求等	20点
製品の新規性	新たな生活様式の提案、新市場の創出の可能性、新たな用途開発等	20点
合計		100点

《総合評価》

評価項目の評価点数を参考に、施策効果など総合的に勘案し大阪府が判断します。

V 品質基準

品質、性能が製品の関連法規や業界自主ガイドラインの基準に満たない場合、また、社会通念上妥当な使用条件において問題のある製品については認証しません。

ア 原材料

製造又は製造過程において、発ガン性物質、中毒性物質、いわゆる環境ホルモンなど地球環境、生命への安全性、健康への悪影響を及ぼすことが確認された物質やそれらを含む原材料は使用していないこと。

イ 構造

- ・ 人体の安全を最大限に配慮した構造で、容易に破損するような構造でないこと。
- ・ 社会通念上妥当な使用条件及び使用期間において必要な強度と耐久性をもつこと。
- ・ 大量生産する場合にも生産品質が安定していること。

ウ 表記

- ・ 法規に適合する表示（例：家庭用品品質表示法）および各業界の自主ガイドライン（例：社団法人日本玩具協会玩具安全基準）に準拠する表示をはっきり、誤解を生じないように行うこと。

エ 関連法規・業界自主ガイドライン

当該製品に関連する法規（※1）および各業界の自主ガイドライン（※2）の基準をすべて確認すること。

※1 関連法規（例）

日本工業規格（JIS 法）、不当景品類及び不当表示防止法、家庭用品品質表示法、薬事法等

※2 業界自主ガイドライン（例）

玩具安全基準、日本タオル検査協会検査基準、日本化学繊維検査協会検査基準等

オ 生産物賠償責任等

応募企業が一切の責任を負うものとします。

- 上記等に該当する旨の誓約書及び生産物賠償責任保険証書の写しを提出してください。

VI 認証の取り消し

以下の各号に該当する場合、認証を取り消します。

- (1) 認証製品として選考された企業が、破産等により事業の継続が困難となった場合
- (2) 暴力団員又は暴力団密接関係者であること、また、法人にあって役員等がこれらの者と判明した場合
- (3) 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者に該当していたことが判明した場合
- (4) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者であることが判明した場合
- (5) 認証後にあって、「II 認証対象 1 対象製品 (3) 応募時点で販売が可能な製品であること。(4) 他の特許・意匠等を侵害していないこと。また、係争中でないこと。」の要件を満たさないことが判明した場合
- (6) 認証後にあって、「V 品質基準」を満たさないことが判明した場合
- (7) 申請時の内容に虚偽がある事が判明した場合

VII ブランド認証によるメリット等

- 1 認証製品への「大阪製」ブランドロゴマークの使用
- 2 プロモーション支援
 - (1) 百貨店や大型雑貨店などでの展示・販売を通じたプロモーション活動
 - (2) プレスリリース、HP、SNS、パンフレット等による情報発信
 - (3) 市町村・商工会等と連携した商談会等での情報発信
 - (4) 一部金融機関による金利優遇商品の提供

■ブランド認証制度の周知について■

「大阪製」ブランドの“ブランド化”を推進するため、認証製品の展示・販売時等に「大阪製」ブランド（マーク）の表示や認証制度のPRを行うなど、認証制度の周知のご協力をお願いします。

VIII 応募方法

1 募集期間（応募申請書受付期間）

平成30年4月26日（木）～平成30年8月17日（金）※必着

2 提出部数

応募書類（正本）：1部

応募書類（副本）：4部

計 5部

応募申請書記入にあたっての留意事項
応募要件・提出書類チェックリスト } を参照してください。

3 提出方法

(1) 応募書類の提出に際しては、正本・副本ともA4サイズのフラットファイル（紙製A4縦×A4-S型）に1部ずつ綴って提出してください。

(2) 表紙及び背表紙には申請企業名（グループ等の場合は、グループ名等でも可）を記入してください。

<記入例> 大阪製ブランド応募申請書 ○○○○○（企業名等）

(3) 応募にあたっては、郵送又は宅配便等で以下の提出先に提出してください。なお、提出された申請書類等は返却できませんので、あらかじめご了承ください。

(4) 提出先

〒577-0011

大阪府東大阪市荒本北1-4-17 クリエイション・コア東大阪 北館1階

大阪府 商工労働部 中小企業支援室 ものづくり支援課 製造業振興グループ

電 話 06-6748-1050 FAX 06-6748-1062

■応募にあたっての留意事項

- ① 提出された応募申請書は当認証制度の選考審査以外の目的には使用しません。
- ② 応募申請書への記入漏れや提出書類に不備がある場合は、選考対象から除外される場合があります。
- ③ 提出された応募申請書、提出書類は返却できませんので、あらかじめご了承ください。（申請書等は必ず控えをお取りください。）
- ④ 応募に要する経費は、すべて応募企業の負担とします。
- ⑤ 審査の状況及び選考結果に関するお問い合わせには、一切お答えできませんのでご了承ください。

IX 選考結果の通知・公表・認証式

1 選考結果の通知

選考結果は、大阪府から各応募企業（グループ等の場合は代表企業）に対し、郵送等により通知します。

通知予定：平成30年12月

2 認証製品及び企業概要については、大阪府のホームページ等で公表するとともに、認証証を授与します。

X その他

大阪府では、今後の中小企業支援策の検討にあたり、大阪製ブランド認証企業に対してアンケートを実施する場合がありますので、ご協力よろしく申し上げます。